平成２８年（フ）第４０４号
神戸市垂水区名谷町字春日手2271番地の２
シャトー富樫102号、従前の住所神戸市垂水区名谷町字春日手2266番地の１　ハイツ春日手105号
債務者　塔春　秀典
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４６号
神戸市長田区名倉町３丁目２番22号
債務者　松浦　雅明
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４７号
神戸市長田区名倉町３丁目２番22号
債務者　松浦　惠子
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４７５号
神戸市須磨区行幸町３丁目７番43―207号、従前の住所神戸市須磨区潮見台町１丁目４番５号潮見台ハイツ201号
債務者　中坂　徹也
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７１号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目６番３号　岡村文化201、前住所兵庫県伊丹市中野西４丁目32番地１　マインド倉橋Ａ―106号
債務者　鈴木　仙章
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２８８号
兵庫県尼崎市塚口町５丁目２番地の１
債務者　鈴木しのぶ
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３０９号
兵庫県西宮市清水町３番46号　アメニテ夙川201号
債務者　冨島　隆則
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３１３号
兵庫県尼崎市立花町１丁目14番24号　伊藤マンション303号、前住所兵庫県尼崎市塚口町２丁目２番地の５　メゾン塚口47号
債務者　久田見　昇
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３２８号
兵庫県尼崎市七松町３丁目17番26―205号
債務者　山本真梨子（旧姓大山）
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５４号
広島県廿日市市友田27番地44
債務者　藤尾　久志
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３８号
広島市安佐北区落合１丁目８番27―203号
債務者　平野　由美
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４２号
広島県安芸郡府中町山田４丁目10番３号
債務者　山根　洋司
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４６号
広島市中区堺町２丁目４―27―703、住民票上の住所広島市安芸区矢野東６丁目８番30号
債務者　檀上　一陽
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３６５号
広島市中区猫屋町８―26コーポみずほ503、住民票上の住所広島県山県郡安芸太田町大字加計3690番地１
債務者　河野　　進
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３８９号
広島市西区庚午北２丁目13番33―404号
債務者　松村　瑞穂（旧姓新佛）
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７号
北海道日高郡新ひだか町静内中野町１丁目７番９号
債務者　矢野　勢子
１　決定年月日時　平成28年６月21日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係